

おながわ  
**女川地域における原子力防災について**

平成30年12月21日

内閣府(原子力防災担当)  
女川地域原子力防災協議会作業部会

- 女川原子力発電所は、東北電力(株)が宮城県女川町及び石巻市に設置している原子力発電所である。
- 女川原子力発電所は、昭和59年の6月から1号機による営業運転を開始。平成7年に2号機、平成14年に3号機の運転を開始している。

## 東北電力(株)女川原子力発電所について

(1) 所在地 宮城県女川町及び石巻市

(2) 概要

- 1号機 : 52.4万kW・BWR
- 2号機 : 82.5万kW・BWR
- 3号機 : 82.5万kW・BWR

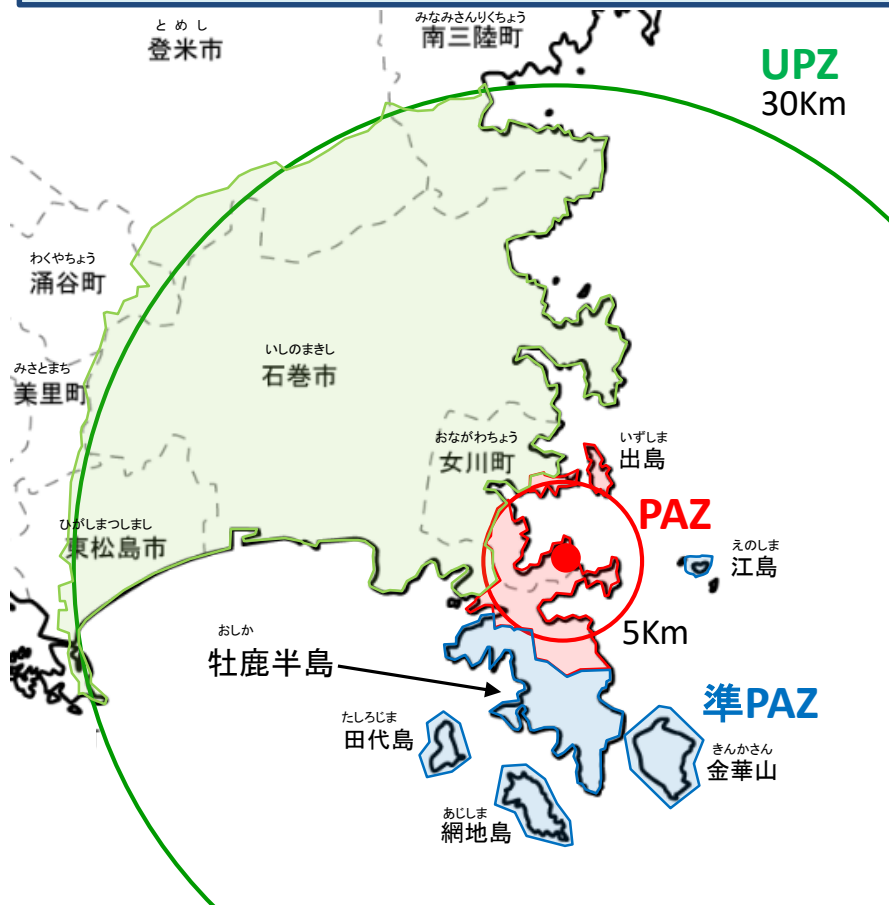
(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成30年12月時点)

- 1号機 : 昭和54年12月／昭和59年 6月／34年
- 2号機 : 平成元年 8月／平成 7年 7月／23年
- 3号機 : 平成 8年 9月／平成14年 1月／16年



# 女川地域原子力災害対策重点区域の概要

- 宮城県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 女川地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は女川町と石巻市、UPZ内は3市4町にまたがる。
- 女川町と石巻市のPAZ外の有人離島、牡鹿半島地域の住民2,448人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域（準PAZ）としている。



## ＜概ね5km圏内＞

**PAZ**(予防的防護措置を準備する区域):

**Precautionary Action Zone**

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(女川町、石巻市)住民数:1,158人※

## ＜概ね5～30km圏内＞

**UPZ**(緊急防護措置を準備する区域): **Urgent**

**Protective Action Planning Zone**

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

3市4町(女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町)住民数:199,984人※

## ＜PAZ外の有人離島、牡鹿半島地域＞

PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域(準PAZ):

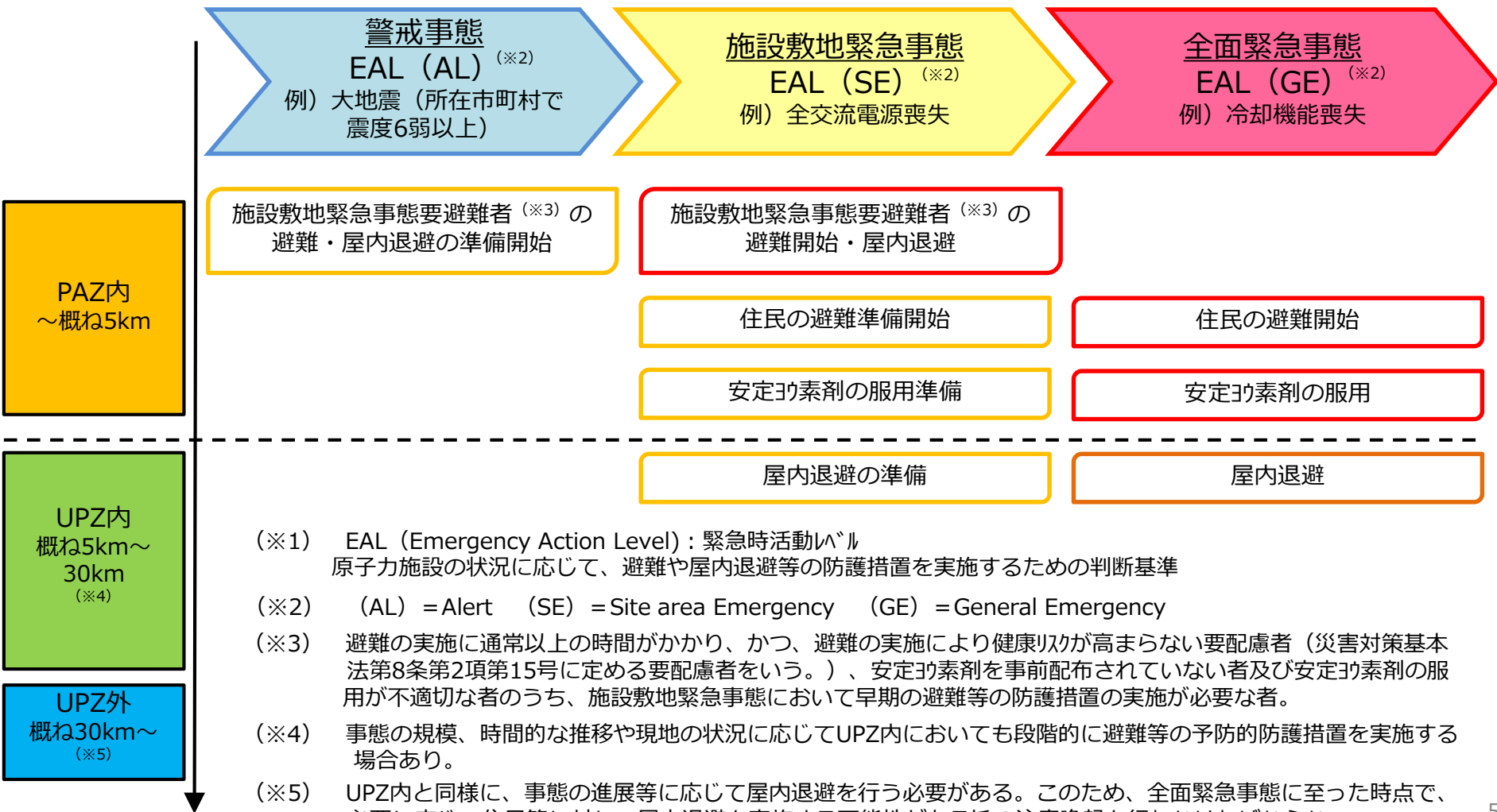
1市1町(女川町、石巻市)住民数:2,448人※

- 宮城県が策定した「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン(平成26年12月)」において、県内の受入れ先を確定。
- 県のガイドラインに基づき、全7市町で避難計画策定済み。
- 全7市町のうち自市町内避難を行う3市町を除く4市町は、避難先自治体と広域避難についての協定を締結済。

	策定日	避難先	
おながわちよう 女川町	H29.3.28	くりはらし 栗原市	
いしのまきし 石巻市	H29.3.9	PAZ	おおきし 大崎市
		UPZ	おおきし 大崎市、他宮城県内26市町村
とめし 登米市	H28.6.22	とめし 登米市(市内UPZ圏外へ避難)	
ひがしまつしまし 東松島市	H27.9.18	せん だい し 仙台市、他宮城県内4市町	
わくやちよう 涌谷町	H27.11.16	わくやちよう 涌谷町(町内UPZ圏外へ避難)	
みさとまち 美里町	H28.3.31	みさとまち 美里町(町内UPZ圏外へ避難)	
みまみさんりくちよう 南三陸町	H27.8.7	とめし 登米市(市内UPZ圏外へ避難)	

# 原子力災害対策指針が定める緊急事態の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL (※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL (Emergency Action Level) : 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準

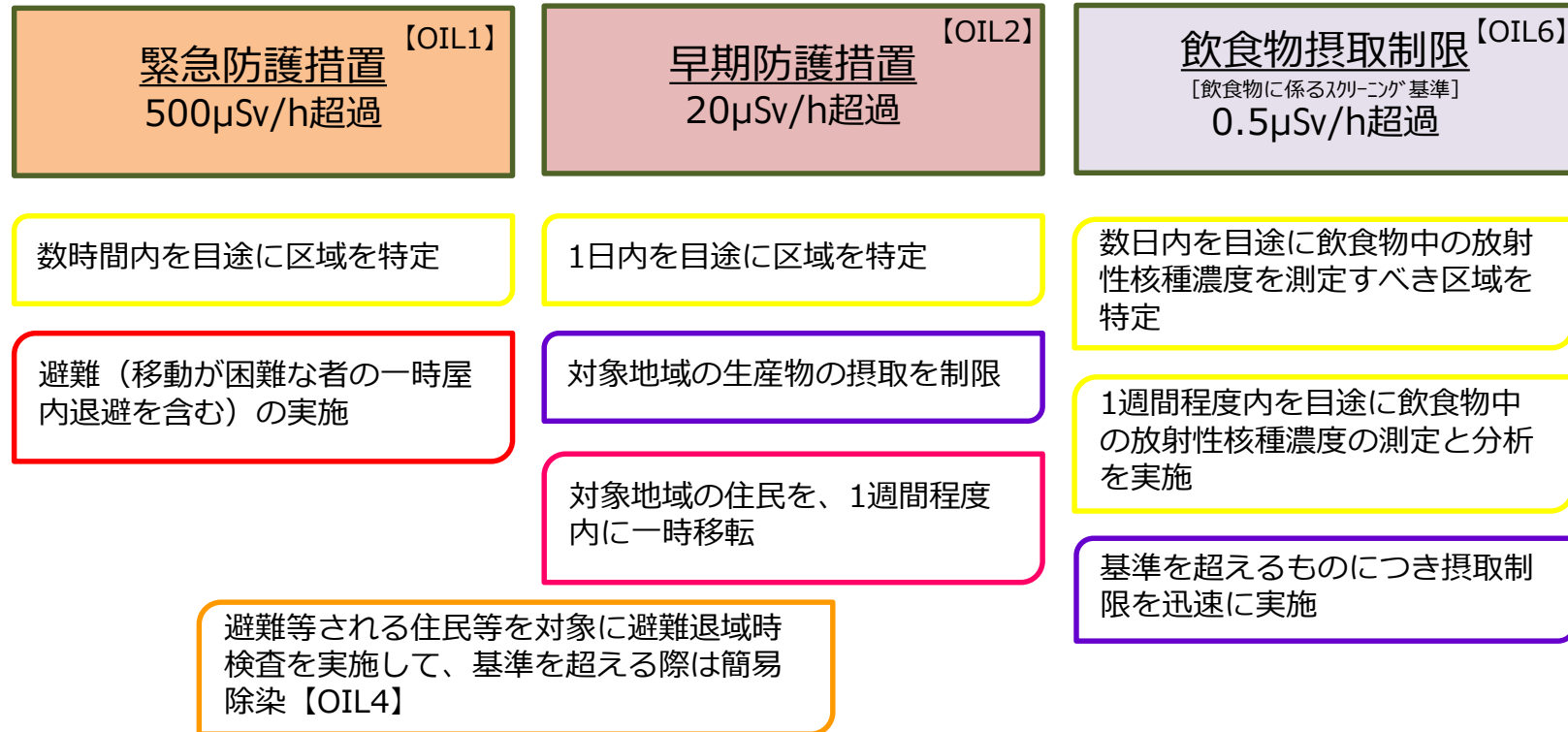
(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者 (災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定剤を事前配布されていない者及び安定剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



UPZ外 概ね30km~

UPZ内と同じ

(※) OIL (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル  
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準